

平成31年3月26日

第4回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第4回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成31年3月26日(火) 午後3時
場 所 倉吉市役所 第3会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 議 事

議案第8号	平成31年度倉吉市の教育方針と重点施策について……………	1
議案第9号	学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について……………	3
議案第10号	倉吉市地域学校委員会委員の任命について……………	5
議案第11号	倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について……………	10
議案第12号	倉吉市立中学校部活動指導員に関する規則の制定について……………	13
議案第13号	倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則の一部改正について	17

5 教育長報告

6 報告事項

各課報告(別紙)

7 その他

8 閉 会

議案第8号

平成31年度倉吉市の教育方針と重点施策について

平成31年度倉吉市の教育方針と重点施策を別紙のとおり定めることについて、本委員会の承認を求める。

平成31年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

平成31年度 倉吉市の教育方針と重点施策（案）

～行きたい学校・
帰りたい家庭・
住みたい地域～

教育基本法
・人格の完成と、社会の形成者としての国民の育成
学校教育法
社会教育法
図書館法
文化財保護法
博物館法

【教育理念】
豊かな心を持ち、個性を発揮する人づくり
【教育目標】
・幅広い知識を身に付け、豊かな心を培い、健やかな体を養う。
・個性を尊重し、創造性を培い、自律性・自主性を養う。
・社会の一員として、参画し寄与する態度を養う。
・自然を大切にし、伝統と文化を尊重する態度を養う。
・郷土を愛し、他人や他の地域を尊重する態度を養う。

“くらしよし” ふるさとビジョン
【将来都市像】
愛着と誇り 未来いきいき
みんなでつくる倉吉
【教育・文化・コミュニティ】
活力に満ち、豊かな心と文化が息づくまち
倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略

倉吉市教育の創造

- ・第2期倉吉市教育振興基本計画の進ちょく管理（5年計画の4年目）
- ・倉吉市教育委員会の活性化（教育に関する事務の点検・評価の推進、総合教育会議、学校・公民館訪問）
- ・「倉吉市立小学校適正配置推進計画」に基づく学校再編の推進（各地区協議会での課題の明確化とその対応）
- ・教育環境の整備充実（明倫小屋根修繕、高城小特別支援学級エアコン設置、小中学校教育用LANシステム、教材備品整備）

学校教育基本方針
豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもの育成
～自ら学び、たくましく生きる～

社会教育基本方針
倉吉を担う人づくり・まちづくりの推進
～いつでも どこでも だれでも とみに学び 地域力を育む～

学力向上の推進

- ・学力向上推進支援（小・中連携教育の推進、合同研修会）
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善（教職員の指導力向上）
- ・細やかな指導を行う体制づくり（少人数学級・教員加配）
- ・小学校外国語教科化・プログラミング教育の対応（ALT配置、ICT指導員の活用（研修会））

地域力を育む社会教育の推進

- ・学習内容の充実、学習成果の還元（人材銀行、生涯学習講座）
- ・専門・実践的な高等教育の提供（鳥大、看護大・短大等連携）
- ・成人教育の推進（成人式実行委員会等）

豊かな心とたくましい体の育成

- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・特別活動の充実（乳幼児ふれあい事業）
- ・キャリア教育の充実（職場体験）
- ・いじめを許さない学校体制づくり
- ・問題行動、不登校の未然防止・早期対応（合同研修会）
- ・相談体制の充実（教育心理士育成講座）
- ・読書活動の推進
- ・学校体育、健康教育及び学校保健、安全教育の充実

支えあう人づくり・輝くまちづくり

- ・地域を支える人づくりの推進（中高生の活躍、地域発掘）
- ・青少年の健全育成と青少年団体の育成支援
- ・次世代育成のための体験活動の推進（放課後子ども教室）

倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

- ・倉吉独自の教材の活用（くらしよし風土記等の活用）
- ・地域の人・もの・ことがらに触れる教育活動の推進
- ・倉吉らしさを取り入れた教育活動の実施（土曜授業）

公民館活動の推進

- ・学習の質の向上と学習成果の活用（地域連携、研究部会）
- ・人づくり・地域づくりの推進（公民館研究指定事業）
- ・安全安心な施設整備（成徳・明倫・北谷空調他）

家庭・地域と連携した開かれた学校づくり

- ・地域学校委員会の充実 地域学校協働活動推進事業
- ・学校支援ボランティアの拡充

体育・スポーツの振興

- ・市民のスポーツ活動支援（市民体育大会、全国大会補助他）
- ・体育施設の整備充実（野球場ろぼろド・スポーツセンター体育館照明他）
- ・大規模スポーツ大会支援（駅伝、相撲他）

よりよい倉吉教育をめざして

- ・特別支援教育の充実（元気はつらつプラン）
- ・幼保小連携の充実（教育課程の接続）
- ・家庭教育に関する就学前からの継続的な保護者啓発・支援
- ・教育助成の充実（就学援助事業の周知と適切な執行）

有形・無形の歴史的な資産の保存と活用

- ・伝建地区の災害復旧・保護（修理・修景事業）
- ・指定文化財の整備・保護（小川家・桑田家・大日寺古墓）
- ・埋蔵文化財の発掘調査（大谷工業団地・両長谷ほか）

学校給食の充実、食育の推進

- ・栄養教諭等による食に関する指導、食物アレルギー対応の推進、衛生管理の徹底、施設・設備の維持管理

親しみ学ぶ機会の提供できる博物館

- ・郷土の文化芸術、伝統文化を学べる場の提供
- ・トリエンナーレ美術賞（菅柄彦大賞展）・金沢翔子書展
- ・地域の文化資源活用（博物館講座の開催、ウォッチングガイド作成）

豊かな心を育む図書館づくりの推進

- ・図書館資料の収集提供、英語学習・中高校生等の利用促進
- ・読書活動の推進（作家講演会等）
- ・山上憶良短歌募集（全国からの募集）

議案第9号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

次のとおり学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱することについて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、本委員会の承認を求める。

平成31年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

平成31年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師・耳鼻科医・眼科医名簿

委嘱期間 自 平成31年 4月 1日
至 平成32年 3月31日

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
小学校	西郷小学校	倉吉市上井	東伯郡湯梨浜町田後	倉吉市住吉町	米子市上福原	倉吉市上井町一	
		岡本 賢	倉繁雅弘	小谷弓子	山崎愛語	森廣敬一	
	河北小学校	倉吉市伊木	倉吉市福庭町一	倉吉市福光	米子市上福原	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		遠藤 充	岸田宗丈	生田麗	山崎愛語	野島病院(委託)	
	明倫小学校	倉吉市新町三	倉吉市清谷町一	倉吉市北野	倉吉市東昭和町	倉吉市上井町一	耳鼻科医 橋本好充
		松田 隆	濱吉淳一	清水章世	県立厚生病院(委託)	森廣敬一	
	成徳小学校	倉吉市上井	倉吉市明治町	倉吉市海田西町二	倉吉市東昭和町	倉吉市新陽町	耳鼻科医 橋本好充
		坂本恵理	森本英嗣	富盛裕司	県立厚生病院(委託)	井東弘子	
	上灘小学校	倉吉市昭和町一	倉吉市幸町	倉吉市昭和町	倉吉市昭和町一	倉吉市新陽町	
		岡本博文	山本剛志	小林千里	石津吉彦	井東弘子	
	小鴨小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市秋喜	倉吉市八幡町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 松浦一貴
		大石一康	近豊浩	加藤美加	石津吉彦	野島病院(委託)	
	上小鴨小学校	倉吉市福山	東伯郡北栄町下神	倉吉市葵町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 松浦一貴
		安梅正則	岡本貴史	小林健治	石津吉彦	野島病院(委託)	
	北谷小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市清谷町一	倉吉市清谷町一	倉吉市昭和町一	倉吉市葵町	
		大石一康	柴田和幸	齋尾裕紀	石津吉彦	松井寛	
高城小学校	倉吉市福山	倉吉市西町	倉吉市八幡町	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	安梅正則	熊野秀子	米田恭子	石津吉彦	野島病院(委託)		
社小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市秋喜	倉吉市秋喜	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	大石一康	桑名慎太郎	桑田紀美子	石津吉彦	野島病院(委託)		
灘手小学校	倉吉市清谷町一	倉吉市幸町	東伯郡北栄町江北	倉吉市昭和町一	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	濱吉 麻里	明島淳吾	加川教史	石津吉彦	野島病院(委託)		
上北条小学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市井手畑	倉吉市福庭	米子市上福原	瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹	
	大石一康	王秀樹	山田邦嗣	山崎愛語	野島病院(委託)		
関金小学校	倉吉市福山	倉吉市関金町関金宿	北栄町亀谷	倉吉市東昭和町	倉吉市葵町	耳鼻科医 橋本好充	
	安梅正則	小川育成	田中靖章	県立厚生病院(委託)	松井寛		

	学校名	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	耳鼻科医	眼科医	備考
中学校	東中学校	倉吉市昭和町一	倉吉市昭和町一	倉吉市昭和町一		倉吉市新陽町	
		岡本博文	木本達己	石津八重美		井東弘子	
	西中学校	倉吉市西倉吉町	倉吉市生田	倉吉市福守町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		大石一康	花池泰徳	植田克己		野島病院(委託)	
	久米中学校	倉吉市新町三	倉吉市伊木	倉吉市上灘町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		森脇良太	福島光洋	忌部義夫		野島病院(委託)	
	河北中学校	倉吉市堺町二	倉吉市みどり町	倉吉市八幡町		瀬崎町	眼科医 寺坂祐樹
		西田法孝	林秀昭	加藤圭二		野島病院(委託)	
	鴨川中学校	倉吉市福山	倉吉市東町	倉吉市米田町二		倉吉市葵町	
		安梅正則	山本回	中尾宗彦		松井寛	

議案第10号

倉吉市地域学校委員会委員の任命について

次のとおり倉吉市地域学校委員会の委員を任命することについて、倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年倉吉市教育委員会規則第3号）第36条の規定により、本委員会の承認を求める。

平成31年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第 1 1 号

倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

次のとおり倉吉市立小学校及び中学校管理規則を一部改正することについて、本委員会の承認を求める。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部改正について

【改正理由】

学校教育法施行規則の一部が改正され、部活動指導員が中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事するよう見直しが行われたことに伴い、倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するものです。

【改正要旨】

- 1 中学校に部活動指導員を置くことができることとした。 (新第20条の8関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

倉吉市立小学校及び中学校管理規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

改正後	改正前
<p>(衛生推進者) 第20条の7 略 2及び3 略</p> <p><u>(部活動指導員)</u> <u>第20条の8 中学校に部活動指導員を置くことができる。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、部活動指導員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p> <p>(職員会議) 第20条の9 略 2～4 略</p> <p>(学校事務共同実施組織) 第20条の10 略 2 略</p>	<p>(衛生推進者) 第20条の7 略 2及び3 略</p> <p>(職員会議) 第20条の8 略 2～4 略</p> <p>(学校事務共同実施組織) 第20条の9 略 2 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第12号

倉吉市立中学校部活動指導員に関する規則の制定について

次のとおり倉吉市立中学校部活動指導員に関する規則の制定について、本委員会の承認を求める。

平成31年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉市立中学校部活動指導員に関する規則の制定について

【制定理由】

学校教育法施行規則の一部が改正され、部活動指導員（以下「指導員」という。）が中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われているものを除く。）に係る技術的な指導に従事するよう見直しが行われ、倉吉市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正することに伴い、倉吉市立中学校部活動指導員に関する規則を制定するものです。

【制定要旨】

- 1 規則の趣旨について定めることとした。 (第1条関係)
- 2 指導員の身分について定めることとした。 (第2条関係)
- 3 指導員の任命について定めることとした。 (第3条関係)
- 4 指導員の職務について定めることとした。 (第4条関係)
- 5 指導員の服務について定めることとした。 (第5条関係)
- 6 指導員の任期について定めることとした。 (第6条関係)
- 7 指導員の研修について定めることとした。 (第7条関係)
- 8 指導員の分限について定めることとした。 (第8条関係)
- 9 指導員の報酬及び費用弁償について定めることとした。 (第9条関係)
- 10 指導員の災害補償について定めることとした。 (第10条関係)
- 11 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることとした。 (第11条関係)
- 12 この規則は、平成31年4月1日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立中学校部活動指導員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市立中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。以下「部活動」という。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員（以下「指導員」という。）について、その職務その他必要な事項を定めることにより、部活動の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(身分)

第2条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める職員とする。

(任命)

第3条 指導員は、指導する部活動に係る専門的な知識及び技能を有し、かつ、学校教育に関する十分な理解を有する者のうちから、教育委員会が校長の意見を聴いて任命する。

(職務)

第4条 指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的及び自発的な参加により行われる部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次の各号に掲げる職務を行う。この場合において、当該職務を教諭等が行うことを妨げない。

(1) 実技指導

(2) 安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導

(3) 学校外における大会、練習試合等の活動の引率

(4) 用具及び施設の点検及び管理

(5) 部活動の管理運営

(6) 保護者等への連絡

(7) 年間及び月間指導計画の作成

(8) 生徒指導に係る対応

(9) 事故が発生した場合の現場対応

2 校長は、指導員に部活動の顧問を命じることができる。

3 校長は、教諭等の顧問を置かず指導員のみを部活動の顧問とする場合、当該部活動を担当する教諭等を指定し、第1項第7号から第9号に定める職務を命じることができる。

(服務)

第5条 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、法令、条例並びに倉吉市教育委員会の定める規則及び規定に従わなければならない。

2 指導員は、指導に当たり適切な練習時間及び休養日を設けなければならない。

3 指導員は、生徒及び保護者の信用を損なうような行為をしてはならない。

(任期)

第6条 指導員の勤務期間は、任命された日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 指導員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が別に定める。

(研修)

第7条 指導員は、教育委員会又は校長が別に定める研修を必ず受講しなければならない。

(分限)

第8条 教育委員会は、指導員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを免職することができる。

- (1) 生徒の人格を傷つける言動や体罰を行った場合
- (2) 生徒、保護者の信用を損なうような行為を行った場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適性を欠く場合
(報酬及び費用弁償)

第9条 指導員の報酬及び費用弁償の額については、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年倉吉市条例第29号）の定めるところによる。

(災害補償)

第10条 指導員が職務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は職務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害となった場合においては、その指導員又はその者の遺族に対し労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により、その損害を補償する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

議案第13号

倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則の一部改正について

次のとおり倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則を一部改正することについて、本委員会の承認を求める。

平成31年3月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則の一部改正について

【改正理由】

消費税率が平成31年10月1日から10%に引き上げになることに伴い、倉吉交流プラザの設備器具使用料を改定することを契機として、この規定を他の使用料の例にならい条例で定めるよう改正するものです。

【改正要旨】

- 1 設備器具の使用料を規定する条項を削ることとした。 (第8条、別表関係)
- 2 この規則は、平成31年10月1日から施行することとした。 (附則第1項関係)

倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則（平成13年倉吉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前
<u>第8条</u> 略	<u>(設備器具の使用料)</u> <u>第8条</u> 設備器具の使用については、別表に定める額を使用料として徴収する。 <u>第9条</u> 略 <u>別表（第9条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成31年10月1日から施行する。